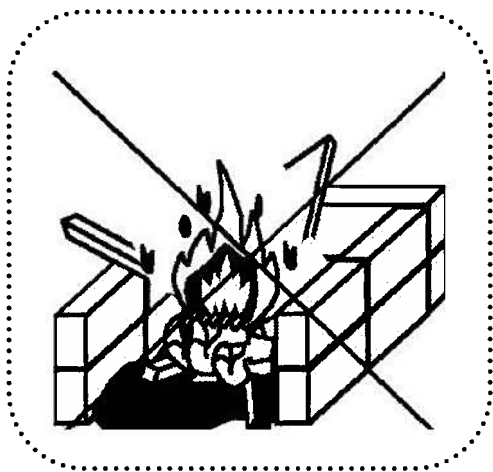


野焼きは一部の例外を除き禁止されています！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の規定により、廃棄物（ごみ）などの焼却は禁止されています。

「少しだから燃やしてもいいや」とか「経費が削減できるから」と安易に焼却していませんか。

御家庭や事業所から排出されるごみ等を、ブロックや鉄板で作った囲いや地面を掘った穴、簡易焼却炉など基準に適合しない焼却設備で焼却することは禁止されています。



一部の例外には、主に次のものがあります。

- 地域的慣習や宗教上の行事に伴うもの（どんど焼き等）
- 災害の復旧や予防のためのもの

- 農家が自己の農作業のためにやむを得ないものとして行うもの
- たき火等の軽微なもの

上記の例外であってもプラスチックやゴム等を燃焼させたり、燃焼面積が一定規模以上の燃焼や、また、みだりに燃焼させたり、近隣住民から苦情が生じる等、生活環境に影響を与える燃焼行為は、禁止されています。

違反者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の規定により、罰則が適用される場合があります。

○相談・問い合わせ先

- ・ 公害防止等生活環境の保全に関する条例関係 環境局環境対策推進課 044-200-2517, 2526
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係 環境局廃棄物指導課 044-200-2593

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 抜粋

(屋外燃焼行為の制限)

第56条 何人も、燃焼の際大気汚染物質又は悪臭を発生させるおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、規則で定める焼却施設を用いることなく、屋外において燃焼させてはならない。ただし、地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の燃焼行為を行う者は、同項の規則で定める物を、みだりに燃焼させてはならない。
- 3 市長は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 抜粋

施行規則第53条

条例第56条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 合成樹脂 (2) ゴム (3) 竹木材 (伐採した竹木及び竹木の枝を含む。)
- (4) 油類 (5) 布 (6) 紙 (7) 草花 (8) 落葉

2 略

3 条例第56条第1項ただし書に規定する規則で定める燃焼行為は、次に掲げる燃焼行為とする。

- (1) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式若しくは行事に伴う燃焼行為
- (2) 日本標準産業分類表に定める農業(園芸サービス業を除く。)を営む者が自己の農作業のためにやむを得ないものとして行う燃焼行為(燃焼行為を行う面積が0.5平方メートル未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る。)
- (3) 火災予防等のための試験若しくは研究又は防災訓練に伴う燃焼行為
- (4) 震災、風水害その他の災害の応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為
- (5) たき火その他日常生活を営む上で行われるような燃焼行為であって、やむを得ないものとして行う燃焼行為(燃焼行為を行う面積が0.5平方メートル未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 抜粋

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの